○北陸地方整備局告示第百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月二十五日　北陸地方整備局長　野田　徹

一　施行者の名称　石川県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十九年建設省告示第三百五十七号小松都市計画、能美都市計画及び白山都市計画下水道事業加賀沿岸流域下水道（梯川処理区）

三　事業施行期間　自昭和五十九年三月五日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第二百二十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十五日　近畿地方整備局長　森　昌文

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
和歌山市和歌浦西一丁目二八四番六から同市秋葉町四四番二まで	前	二一・四〇～四八・五〇メートル	二〇・〇五五キロメートル
	後	二一・四〇～三五・五〇	〇・〇五五

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百二十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十五日　近畿地方整備局長　森　昌文

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十二号	和歌山市和歌浦西一丁目二八四番六から同市秋葉町四四番二まで	近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年十二月二十五日

○近畿地方整備局告示第二百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により、一般国道の改築工事を本局長において次のとおり開始するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第一項の規定により告示する。

平成二十六年十二月二十五日　近畿地方整備局長　森　昌文

路線名	工事区間	工事の種類	工事開始の期日
一六十八号	奈良県吉野郡十津川村大字長殿三五八番から同村大字長殿三九一番を経て同村大字長殿四番三まで	改築	平成二十六年十二月二十五日

○近畿地方整備局告示第二百二十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十四年近畿地方整備局告示第十六号の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月二十五日　近畿地方整備局長　森　昌文

別表の四の項、業務区域欄中「大阪府、兵庫県及び奈良県の全域」を「滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の全域」に改め、別表の十七の項、指定の有効期間欄中「平成二十一年十二月八日から五年間」を「平成二十六年十二月八日から五年間」に改め、別表の十八の項、指定の有効期間欄中「平成二十一年十二月八日から五年間」を「平成二十六年十二月八日から五年間」に改める。

○中国地方整備局告示第二百三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十五日　中国地方整備局長　尾藤　勇

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	広島市西区観音新町四丁目二八七七番から同市西区観音新町四丁目二八七三番八まで	中国地方整備局及び同局広島国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年十二月二十五日

○四国地方整備局告示第八十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十五日　四国地方整備局長　三浦　真紀

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十三号及び四百九十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
高知県高岡郡佐川町字三笠山甲二三五一番一から同町字三笠山甲二三五二番一まで	前	四七・八〇～六〇・一〇メートル	〇・〇三四キロメートル
	後	四七・八〇～五九・三〇	〇・〇三四

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第八十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十五日　四国地方整備局長　三浦　真紀

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十三号及び四百九十四号	高知県高岡郡佐川町字小池甲九六五番から同町字古屋敷乙二三八六番一まで	四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年十二月二十五日

○九州地方整備局告示第二百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月二十五日　九州地方整備局長　金尾　健司